

総合評価方式の改定について

総合評価方式

・計算方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点} (\text{基礎点(100点)} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

・落札者 評価値の一番高い者を落札者とする。

・加算点

【標準型】(予定価格1億円以上) 加算点25点

加算点=具体的な技術提案+企業の施工能力+配置予定技術者の能力+地域貢献

【簡易型】(予定価格5千万円以上1億円未満) 加算点20点

加算点=簡易な施工計画+企業の施工能力+配置予定技術者の能力+地域貢献

【特別簡易型】(予定価格3千万円以上5千万円未満) 加算点15点

加算点=企業の施工能力+配置予定技術者の能力+地域貢献

改定の内容

- ・価格差があっても逆転する場合が多いため、技術評価点と入札価格のバランスを適正化。
- ・企業の工事実績の評価については、新業者評価制度に集約し、総合評価では評価しない。
- ・地域の防災や雇用を担う建設業者の健全な育成を図るため、地域貢献の得点を重視。
- ・加算点の変更

標準型	25点	→	12点
簡易型	20点	→	9点
特別簡易型	15点	→	7点

適用時期

平成21年2月19日公告分の建設工事から適用する。

なお、20年度内発注工事に限り、緊急に経済対策を行う観点から、予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、特別簡易型を適用することにより入札手続き期間を短縮して早期発注に努める。